

竹原市民生都市建設委員会

令和5年12月15日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第65号 竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について
- 2 議案第69号 竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第71号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第74号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第76号 令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第77号 令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第78号 令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和5年12月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
山 元 経 穂
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
市 民 課 長	内 山 修
税 務 課 長	向 井 聡 司
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 課 長	松 岡 俊 宏
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前10時00分 開会

委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第4回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第4回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第65号外6議案につきまして御説明申し上げますので、慎重な御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、始めさせていただきます。

議案第71号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 皆さん、おはようございます。

社会福祉課からは議案第71号となります。

まず、今回の改正内容を御説明する前にこの基準を定める条例につきまして御説明をさせていただきます。

平成24年8月に国におきまして子ども・子育て関連3法が成立し、現在の教育・保育

制度がスタートしました。この制度におきまして、施設の設置基準、それから遵守すべき運営基準等につきましては国の所轄での省令において制定されるとともに、併せて従うべき基準、参酌すべき基準として、実施主体である市町においても同様に条例で定めるというふうになっております。この議案第71号はその内容となっております。

それでは、議案書の43ページ、議案参考資料49ページをお開きいただければと思います。

本日は、議案参考資料にて御説明をさせていただきます。

議案第71号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

1の提案の要旨でございます。

国におきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

2の改正の内容でございます。

内閣府令の基準に合わせて、条例中における引用条項及び読替規定の整理をこのたび行った内容となっております。

3の施行期日ではありますが、公布の日としております。

4の根拠法令は、子ども・子育て支援法第34条並びに第46条となります。

先ほど申し上げましたように、子ども・子育て支援法に基づくこの事業運営につきましては市町が実施主体であるということから、市が条例にて基準を定めた内容となります。市が定める条例につきましては国が定める基準を基本として定めておりますが、今般その国の基準が改正されたことに伴い、同様に本市の条例の改正を行ったという内容でございます。

それでは、次ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

このたびの改正内容ですが、2項目ございます。

1項目め、引用条項の整理といたしまして、第15条第1項第2号となりますが、これは国の認定こども園法の項のずれによるものでございます。この項のずれを受けまして、まず国の基準において引用部分が改正となりました。あわせて、市町の基準を同様に改正する内容となっております。

それから、2項目めとして、読替規定の改正でございます。第35条第3項及び第36

条第3項となりますが、これも国の基準の読替え部分の改正に伴い、同様に市の基準においても改正した内容となっております。

このたびのこの条例改正による本市の影響でございますが、当該の改正によって影響が生じるものはございません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第74号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課からは国民健康保険税条例の改正案の上程になります。

議案書では57ページ、議案参考資料が73ページでございます。

議案第74号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、お配りをしております議案等補足説明資料で御説明をさせていただきます。

こちらは9月議会に上程させていただきましたが、国の示した条例案に不備がありましたので、このたび改正するものでございます。

1の改正の要旨でございます。

産前産後の期間における国民健康保険税の減額する額の表記を改めるものでございます。

2の改正の内容でございますが、産前産後期間における国民健康保険税を減額する額について、減額対象に所得割などを含む減額する具体の額を示すことが難しいことから、減額する具体の額を規定している部分を削除するというものであります。

こちらの改正でございますが、9月議会で可決をいただいたものは所得割額と均等割額それぞれを切り上げるといったもので、この計算方法が違っておりました。本来は、所得

割額と均等割額を合わせたものを減額し、1円未満の端数が生じた場合、これを繰り上げた額とするのが正しい計算方法でございました。

所得割額と均等割額を先に繰り上げたものと所得割額と均等割額を後で繰り上げたものでは、1円未満の小数点以下では1円の差が生じてしまいますので、9月改正のように均等割額の減額する額を規定することが難しいというものでございます。また、免除期間に4月や5月という翌年度分が入りますと、新年度の国民健康保険税の税額で減額することになりますので、税率、税額が違ってまいります。こういったことから、減額する具体の額を規定していた部分を削除しまして、被保険者均等割額の1/2分の1の額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額と計算方法のみを表記するように改めるものであります。

施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第76号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 市民課長の内山でございます。よろしく申し上げます。

私からは、議案第76号の令和5年度国民健康保険特別会計に関わる補正予算（第2号）につきまして御説明をいたします。

私からの説明資料は議案等補足説明資料の3ページを使用させていただきます。御覧いただければと思います。

まず、1番の歳入の前に2番の歳出のほうから御説明をさせていただきます。

（1）番の療養給付費負担金についてでございます。

これはいわゆる医療費でございます。令和5年度の当初予算におきまして、療養給付

費負担金の額につきましては準統一のための事務を現在広島県が実施しておりまして、過去3年間の平均額が、被保険者数からの県の試算した額が予算不足が生じる見込みとなったためでございます。このたびの補正額は3億円の増額をお願いするものでございます。

そして、予算不足の理由ですが、予算不足が生じた主な原因は、過去3年間は新型コロナウイルス蔓延時期の医療費がベースとなっております。比較的医療費が抑制傾向でございました。このたびの増額の原因といたしましては、新型コロナウイルスが5類に移行した結果、一般被保険者の受診控えの反動によるものと推察するものでございます。

(2) 番の高額療養費等負担金につきましても(1)番と同様の理由で、入院患者の方が増加をしたことによりまして6,000万円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。いわゆる財源でございますが、1番を御覧ください。

(1) 番、普通交付金についてでございます。

令和5年度の歳出増に対する広島県から全額交付される普通交付金は3億6,000万円ということで、総額21億8,539万6,000円ということになります。

以上によりまして、特会全体の歳入歳出総額の予算額は4ページを御覧いただければと思います。歳入歳出総額は同額で29億8,537万2,000円ということになります。

議案第76号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長(下垣内和春君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(下垣内和春君) ないようですので、次に参ります。

議案第77号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長(森重美紀君) 議案第77号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、人件費の過不足を予算計上する内

容となっております。

補正予算書で説明をさせていただきます。補正予算書の104ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明いたします。

総務費においては、人件費1,914万円を減額計上しております。

106ページを御覧ください。

地域支援事業においては、人件費1,446万9,000円を追加計上しております。これについては、人事異動及び給与改定に伴う人件費を調整するとともに、保健師2名の人件費を総務費から地域支援事業に費目替えするものでございます。

これに対し、歳入であります。102ページを御覧ください。

歳出に係る特定財源として、繰入金467万1,000円を減額計上しております。

令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については以上でございます。委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

市民福祉部は退席していただいて結構でございます。ありがとうございます。

暫時休憩をします。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第65号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

建設部建設課の案件は、議案第65号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定についてでございます。

議案書につきましては15ページ、議案参考資料につきましては17ページとなっております。

ります。

それでは、議案参考資料により御説明させていただきます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理を指定するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、公募をしたところ1者の応募となり、指定管理者選定委員会におきまして提案内容を審査し、指定管理者候補者として適当であると認めたことから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、株式会社グローバルリゾートを指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理料につきましては、本議会において年額800万円とし、その業務期間及び限度額について、債務負担行為として財政課のほうで提案をさせていただいております。

根拠法令につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び第6項となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません、指定管理料が800万円ということですが、この指定管理の募集要項を見させていただいたときに、こちらの説明会で提示ということでこの募集要項には載っていなかったのですが、それはなぜか教えていただけますか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） すみません、施設の見学会とか、そういう施設説明会において、そういった指定管理料について具体的にその場において説明をさせていただいております。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） 市が積算した指定管理料なのですが、こちらは積算の開示ができますか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） ええ、項目及び金額についてはお出しすることが可能です。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） その根拠を見せていただけると助かるので、また今度見せていただけたらなと思います。

こちらは施設営業をしない場合でも管理料を同額払われるのか教えてください。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） はい、払うようになります。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） あと、皆さん公平に審査されているとは思いますが、審査点を見させていただいたときに52.4点ということで、50点以上が合格ラインとこの間おっしゃったのですが、点数が低過ぎるかなと私としては思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 基準点が確かに50点ということで、選定委員会の中で基準を決めてその中で52.何点ということで、合格点以上をいただいて選定したということですが、ただ最後は、合格はいただいて選定委員会の中で決まったのですが、その中で、合格はしましたが、これからのグローバルさんの運営に期待して、例えばできることを一つ一つ取り組むとか、いろんな改善点もあるだろうというところの指摘も受けた上でそういった50点以上の点数をいただいて選定委員会の中で決まっているという状況でございます。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません、今もおっしゃったのですが、いかに改善していくかということが大切であると言われていたのですが、それはどういったことか具体的に教えていただけますか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 実際に提案の中で、今グローバルさんのほうの中にありました提案が例えば何か一つに集約したような、そういう提案だったのですが、そういったところだけではなくて、もっと幅広くいろんな事業を展開していくような、そういった取組をしていただけたらというところで、そういった改善を含めていろいろ運営をしていただけたらというふうな、そういう委員のほうの意見があったということでございます。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません、このグローバルさんは委託という形が初めてだと思うのですが、そういったのも含めて大丈夫と判断されたということでお間違いないですか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） はい、そうです。先月の委員会でも説明させていただきましたけど、今、新庄のあちらのほうでもホテル事業を展開するということと、あとそれと併せて海の駅のほうも並行して、そことタイアップしながら具体的ににぎわいを創出するような、あとはお客さん、利用者の顧客満足度とかそういったところをいかに上げていくかというところのそういう提案をしっかりといただきましたので、そういったところで我々も非常に期待をしているところでございます。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません、最後になりますけれども、万が一、途中で撤退された場合はどうされるのか教えてください。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） これからそういった形で展開をされていく、営業を7月からしていくのですが、先を見越してそうなった場合というのはなかなか申し上げにくいといたしますか、今からやっていくので、そこはあまり想定はできないというか。もし、仮にそうなるのであれば、その前段で何か、毎月のように指定管理者との報告会もありますので、そういった経営状況を踏まえて、その中で例えば経営が下向きになるようなことがあればその時点でいろいろ調整しながらそこは取り組んでいきたいというふうに思います。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 質問を少しさせてもらおうとは思いますが、昨今いろんな経済状況やいろんな中で、竹原市全体的な指定管理の見直し時期に来ているのかなと。国のほうも賃金を上げていこうと言われる中で、今回の海の駅のことにも質問をさせていただくのですが、担当課外の中で大まかな全体的な指定管理について、今日副市長が来られておられますので、そういった面もお聞きしたいというふうに思います。

まず、私は、指定管理の業者ですが、すごくいいことではないかなというような期待を込めています。竹原市の2号線のホテルと海の駅をつないで観光客も増やしていく。点と点をつなげて線になるような将来的な考え方がある。まして、私が一番懸念しているの

は、先ほど村上委員も言われているように、これが本当にうまくいくかいかないかで、撤退ということも出てくるのかなというふうには思います。

プロポーザルの中で52点という点数が高いか低いかといえば高くはないと思うのです。それに持ってきて期待を込めてという、プロポーザルが答えなのですよ、全ての。そこに期待は、後から改善とかはあるとは思いますが、その説明もおかしいなどは今聞いたのですが、まず先日の委員会のお聞きをしました、今指定管理を行っているいいね竹原がなぜこの土俵に上がってこなかったのか。もし、いいねさんのほうに理由が聞けるのであればということと、あともこの1社が手を挙げなかったら直営になるわけですよ。直営になったときの、今回800万円という指定管理料ですけど、おおよそどれぐらいの人数が要ってどれぐらいのものがかかりますよというのをお知らせくださいとお願いをいたしましたので、まずはその2点をお伺いします。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） すみません、では1点目の現指定管理者の応募しなかった理由というところでございます。現行の指定管理者につきましては、応募説明会、それから現地施設見学会には参加のほうをしておりましたが、申請受付期間までに応募がなかったという状況です。理由につきましては、これまでの運営状況が厳しいというふうに伺っておりますことから、経営上の判断で応募されなかったというふうに考えております。

それから、2点目の指定管理者によらず直営とした場合の施設の維持管理費はどういうふうになるのかという質問でございます。まず、現在の施設の維持管理費につきましては、年間で約1,600万円の経費がかかっております。これを直営とした場合の維持管理費につきましては施設の運営形態により大きく異なってくることはありますが、一例として、ターミナル運営にほぼ限定をしまして収益事業は全て撤退をし、2階の交流スペース、そこは引き続き利用するといった仮定をした場合、維持管理費は年間約1,400万円を見込んでおります。

1,400万円を見込んでおまして、今の1,600万円より200万円程度の減額が見込まれるということです。これは使用面積の減少による電気代とか、または清掃頻度、そういったところの見直しが主な減なものでありまして、電気保安業務、それから浄化槽の維持管理、エレベーター保守など、使用面積にかかわらず削減できない経費もあることから大きな減少には至らないものと考えております。一方で、収入につきましては収益事業がなくなることから大きく減少いたしまして、指定管理者による管理の場合に見込

んでいる約800万円という収入に対して直営の場合には約300万円となります。約500万円の減収が見込まれると。

その結果、いわゆる市の持ち出しといたしましては、現状の指定管理料800万円に対し、直営の場合は1,100万円ということで、約300万円増額するものと考えております。

以上でございます。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 300万円の増額とありますが、ここに内訳で人件費も入れてほしいなというような思いがあります。多分、人件費からいうと、前に、これは数年前ですけど、聞いたときには約2倍から2.5倍ぐらにかかるとはならないかというお話も聞いております。

5年前の800万円ですよね、これは。その中には人件費、あとは歳入歳出とかいろいろ出てくるとは思うのですが、国が人件費を上げていこうと、最低賃金も上がっていているわけではないですか。その中で指定管理料が据置きというのはどうなのかなと。

いいねさんともお話はさせてもらいました。単独事業ではできませんと、正直なところ。今回の指定管理を受けたグローバルリゾートさんは、いろんな事業の中で自分たちが目的としたものに対して大きな枠でやることによってこの赤字が解消されて自分たちの事業ができていくのかなと。大きな枠で、ただ単なるここだけの、いいねさんみたいにやっっていこうとすればかなりきついということが、結果1者しか集まらないというのはそういうところにあるのかなというふうに思います。

今後、道の駅とか、いろんな竹原市でも指定管理がありますが、見直し時期に来ていると思うのですが、その辺について、もし全体的な枠なので副市長のほうで答えていただければお願いいたします。

今後、いろんな指定管理、今回もそうなのですが、これから受けていくところの指定管理料の見直し、そういうものを考えていくようなお考えがあるのか、その辺の竹原としてのお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（下垣内和春君） 副市長、答えられますか。

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、委員の話にありました例えば人件費でありますとか、国も賃金を上げていこうということで、計画というか、もくろみを持っておられますし、また御承知のとおり、電気だったりとかガソリンだったりとか、いろんな燃料費の高騰、それから何千、何万という品目がいろんな形で値上げをされているということです。いろんな形で材料を特に入れないといけないものがあれば、そういうものも全部値上がりしているというのは認識しております。ですから、そういったところを、必要な部分というのは金額を一定には上げていかないとそれはいけないというふうに思っていますので。

とにかく、今回の例えば人件費も、ある程度は市の職員に準じた形の積算根拠というもの一つは持っていますけれども、今回の給与改定という形で上がったということもございまして、そういったことも含めて必要な金額の算定というのはその時点、その時点で、全てができるかというのはありますけど、できる限りそういうところも含めて、ものすごく無理がくるようなお願いの仕方ということにはならないように、しっかりその辺は少し配慮もしながら設定というのはしていくべきだろうと思っておりますし、そのように考えております。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ありがとうございます。全体的なことも、今予算編成の時期でもありますし、個々にこの事業、この事業というのではなく大きな枠として捉えていただきたいというような思いで今質問をさせてもらっております。

現在の指定管理者、いいね竹原さんは竹原市と会議所が出資してつくっている会社でありますけど、まちおこしですね。道の駅も指定管理をされております。このたび海の駅はちょっと難しいということで、これは正直に言って金額が全く合わないということで、ただそれはどのことにもあると思うのです。いろんなやり方とか、果たしてそのやり方でよかったのかとか、そのものもあると思います。しかしながら、そういった竹原市と会議所が出資をしているまちおこし会社ですね。もし、もしの話なんかはと言われるかもしれないけど、道の駅も撤退するときこのいいね竹原ってでは何をする会社になるのかなと。恐らく、こういった道の駅、海の駅、こういう指定管理をまちおこしとしてやってもらうためにつくった会社だと認識はしておりますが、もし答えられれば、いいね竹原の役割です。これは指定管理をこのたび今現在やられているわけですから、そこら辺について

の認識をお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

それと、答えられること、答えられないことがあると思います。はっきり言ってください。逆に、反問権ではないですけど、議員、ではどういうふうに思うのですかとか言ってもらっても結構なので。しっかり膝を突き合わせて議論をしないと前に進まないと思うのです。理事者のほうが遠慮して、議員だから立てないといけないとかそういう話ではなくて、本当によくしていこうと思ったらお互いがお互いの意見を出し合わないといいものにならないと思うのです。そういった面で、私が違うときには違うというような答弁でもよろしいですし、そういったお互いに議論ができるような場を持ちたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（下垣内和春君） 答弁できますか。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 商工会議所と市のほうでまちづくりを担う会社ということで設立してあるものというふうに認識しております。具体的には、今回海の駅がなくなれば、道の駅、あるいは文化施設等の部分は少しあるとは思いますが、どこの部分をどう担っていただくかというのは今後いろんな形でいかないといけないと思いますけれども、そういう形で担っていただくために会社としてつくっている部分もございまして、そこは今後もそういった会社を存続していただいて、なおかつうまくまちづくりであったりとか、市の活性化であったりとか、そういったところに貢献もいただく会社としていけるように、全て市がおんぶにだっこというわけにはいきませんが、側面的な支援もしながら、会社というものがうまく続いていくようにはできるだけ考えたいというふうには思っております。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 正直、今回、海の駅ですか、いいね竹原が土俵に上がってこなかったというのはショックでありますし、この先どうするのかなというような思いの中、新しい会社がまた違う展開を示してくれた。1者とありますが、ここは手を挙げる業者にも責任があつて、それでも仕方がない。でも、内容的には私はすごくいいなとは思っております。

最後に、全体的な指定管理の中で、最低賃金も上がってきて、先ほどから申していますが、国のほうも賃金を上げていくというような進め方ですが、例えばいろんな、私は指定管理をしている方と直接会ってお話もします。本当に赤字でどうにもできないところもあ

るのです。例えば、火葬場、これは決算のときにも聞いたのですが、どう見ても最低賃金を割っているのです。1,000少々の指定管理の中で人件費の割合が幾らになるかといったら500万円ぐらいなのです。これを2人で年間300日。計算しても合わないなと。

私は、直接お会いしてお話を聞きました。そしたら、今現在、三原、三次、広島、九州のほうもどこかありました。そういった全体の中で回している。三原から回しながらやっているとか、努力をされている。赤字なら取らないほうがいいのではないのですかと聞いたのですが、竹原が最初のところだったので、僕は赤字になってもやりますというような答えを。そんなことでいいのかなと。人口規模が7,000人、8,000人の大崎上島のほうが指定管理料は高い。その辺は、これはここだけの話ではないのですよ。全体的に見直していくべき。

前回の委員会でも言わせてもらいましたが、三方よしという言葉があるではないですか。売手よし、買手よし、全てよし。みんなが少しずつ気持ちのいい、こういうものがないのかなと。その辺をもう少し寄り添って、確かに財政が厳しいときではありますが、しかし財政健全化の見通しがついたと。職員さんの給料も1年で元に戻りましたし、しかしながら市民の団体の補助金はカットされたままです。これで果たして住みよい竹原ができるのですか。

今回は少し外れましたが、道の駅の指定管理の話ですから、このことを機に全体的なもう少し見直しをしていただきたいと思いますが、答弁ができたらお願いします。

委員長（下垣内和春君） 高重委員、議題とは若干違うので、答弁は今まで副市長のほうでしていただいたので、今の答弁についてはよろしいですか。

委員（高重洋介君） はい、分かりました。

委員長（下垣内和春君） では、ほかに質疑はございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 道の駅、海の駅を今回指定管理で、前任者が辞めたという話を若干伺っておりますが、問題はどこの道の駅へ行っても、職員のしつけというか、教育というのか。昨日も、私は3時半頃に道の駅へ行きました。行って買い物をしてきたのですが、海の駅もそうなのです、職員の対応が。どこの道の駅も物品販売で相当経営が成り立っているのだと思うのです。指定管理は基本的な職員の給料のようなもので、大体三原なんかはそうです。非常に忙しいと。それはやっぱり中身なのですよ。それで、海の駅なんかで

は大崎のカキとかエビとか、生きたエビを今どんどんどんどん足りないぐらい出荷されておられるのですが、あそこへいる女の子2人は発送の仕方も分からない。だから、基本的なものが欠落している。だから、わざわざあそこで聞いても分からないから大崎に聞くようになる。そうではなく、発送でもすぐにあそこでできるような指導をしないと、どんなに金を積んでも駄目よ。だから、私は、あそこで売っているものは、エビなんかは相当発送があろうと思うのだが、2人の女の子が全然分からないのだから。何のためにあそこへ座っているのか思って、事務所へ。だから、私は大崎から直接送っているのだが、そういう役員そのものもいいね竹原の問題なのよ。どこの道の駅へ行っても、皆それなりのプロが役員の中へ入っている。だから、品物の回転ができる。

私は、指定管理を受けたのは800万円という以外に目的があるのだろうと思う。そういうのを持った人がやればある程度続けられるが、今のような、いいね竹原のような職員体制では、株主が全然分からない人ばかりだから、実際は。野菜なら野菜でJAと話ができるような人がいないと。それは物すごく低下しているよ、道の駅も海の駅も。だから、今回期待はしているのだが。

2階、3階をどういうふうを活用して使われるのか分からないが、私がこの前も言ったように、今土日になったら明神へ観光客が大体100台ぐらい来る。いつも月に1遍か2遍は私は数えに行くのだが、車を。遠いところは山陰のほうからも来ているし、大体この辺から山陰のほうへ行くのだが、全部釣り客。そういう人を取り込むような方法がないのかなと思って今考えているのだが、私は今度新しい海の駅がどのような経営をされるのか分からないが、そういう点はアドバイスをしようと思っている。それが夜中に来るのよ、夜中に。だから、地域の人が困っているわけよ、エンジンをたいたり、焼き肉をやったりするから。そういうお客をあそこへ取り込む方法があろうと、県の駐車場を使ってもいいし、何か方法があろうと思って今考えているのだが。

今度どのような経営方針でやるのか分からないが、ただいいね竹原の株主が1円も出さずに社長になって役員にいるわけだから、殿様商売みたいなやり方ではそれは生き残っていけない。だから、今野菜もあまり出ていないし、魚も当初は800万円ぐらい売っていたのよ、年間。昨日行ったら、もう今は出してないのだと。売れないのよ。売れないのに、元を取らないといけない。魚なんかは次の日には扱えないから、フライか何か以外には。だから、どちらも体制が悪い。恐らくトップが、会頭もそうだし、市長も現地をあまり見たことがないのだろうと思う、金だけ出して。そんな殿様商売を続けるような時代で

はないのよ、もう。だから、しっかりした野菜を入れるなら入れる、魚なら魚というように、一般の弁当とか菓子類とかというような、それなりの知見を持った人を入れていかないと。人件費は上げてあげればいいのだが、指定管理をする意味はそこにあるのだから。

行政の予算のある程度削減というのがあるでしょう。幼稚園でも皆、こども園なんかもやってから、今竹原で公的に直営でやっているのはあまりないでしょう。広島県でも皆、委託するのよ、民間へ。そのほうが経営が安定していつている、中身が。だから、こころの中を変えないと。

私は、月に何遍かは行くのよ、どっちも。朝、市場へしょっちゅう行くから、ついでに海の駅も寄っている。だから、あそこにあれだけ遊んでいる土地があるのだから、これからはそういうような話をしてあげようと思っているのだが。駐車場は県で借りればいいのだから、借りていたのだから。だから、それは我々も話をするし、そういう形で、800万円は職員の基本給みたいなもので、そこから利益を上げるのは経営者の手腕。私は、それに期待しているのだが。長く続けてくれればいいと思っているし。どっちにしても、海の玄関だから、せっかくの施設を造ったのだから。そういう点で何かあったら。

委員長（下垣内和春君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほどの村上委員からも点数の問題とかいろいろございましたけれども、実際に今回指定管理の申請を出していただいた業者さんはホテル経営等を中心にこれまでやってこられております。今の海の駅のような施設の管理運営という観点でいえば経験がないに近いぐらいの方で、今後の施設の運営計画においても、審査会の中で委員からの御指摘についても全てをきちんとうまくお答えいただけない部分があったりということも含めて先ほどの52点というような状況がありました。

ただし、先ほど高重委員がおっしゃったように、新庄町のほうのホテルというところと連携をしながらとか、あるいは宮島地域というか、廿日市方面のお客様をできる限り誘導してくるとか、あるいは委員からも少し指摘がありましたけれども、例えば売店の時間というのが船の運航状況ときれいに合っていないとかというようなところの改善点であるとか、それから今、宇野委員がおっしゃったように、魚の発送とかいろんなことがございましたけれど、そういった部分で、今後施設を運営していただく中でより利用者を増やしていくとか、あるいはいろんなものが売れるような形を取るとか、売上げを上げていくとかということについての姿勢という部分は持つておられるということで今回の指定管理というものをこの業者にということにしておりますし、その中で今、宇野委員がおっしゃっ

たようないろんな御指摘というものもまたいただいて、それを直接あるいは我々を通してでも事業者のほうにもお伝えしながら、よりいい運営をしていけるようにということと考えておりますので、またそういったいろんな御意見もいただいて我々も対応しながら進めていければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

委員（宇野武則君） どっちにしても、このいいね竹原、どっちも今まで受けていたのだが、そこらをもうちょっと市長も踏み込んで。指定管理者側だけではなく、いいね竹原の目的が本当に達しているのか。誰かが施設を定期的に、どこが伸びているのか、どこが悪いのかということ絶えず。せつかく目的を持って公金を出してやっているわけだから、そこらは責任があるのだから。トップに責任があるのです。だから、そこらもよく内部で詰めて。

今度が試金石になるのだらうと思うが、初めて手を挙げて外部から来てくれたのだから、どのような経営をされるのか、県内の企業だらうから期待はしているのです。だから、私のほうも、そういういろいろな資源の問題については出店してきたらいろいろな意見交換はしてみようと思っております。それは土日に行ったら、県内広島のほうから、福山、ほとんど半分ぐらいはそういう車だからあそこで何か活用できる方法があろうと思って今考えているのですが、そこらも新しい出店者と話をしてみよう思うのですが、問題はここらの内部の会社に目的に沿った活動をしてもらっているのかどうか。1円も銭を出さずに社長になっているのだから、それがいいのか悪いのか。あまりそういう会社は聞いたことがないのですが、そこらも含めて、企業だけでなく会社をつくったほうの側にもある程度、5年もたったら改善策が見えてくるのだらうと思うのですが、そこらも含めて内部でやってください。

委員長（下垣内和春君） 答弁はよろしいですか。

委員（宇野武則君） はい。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第69号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

議案第69号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案書につきましては33ページ、議案参考資料につきましては39ページとなっております。

それでは、議案参考資料により御説明させていただきます。

本案は、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、市が徴収する道路占用料の金額について見直しをするものでございます。

改正内容につきましては、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、占用料の額を見直すものでございます。

施行期日は令和6年4月1日としております。

根拠法令につきましては、道路法第39条となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） 占用料が高くなっているものや低くなっているものがありますが、占用料は県内で同一なのか教えてください。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 独自で定めている市町村もありまして、全部が全部統一的ではございません。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） 今後、毎年変更される予定はございますか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 国のそういった基準が変われば、当然変更はかけていくことになろうと思います。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第78号令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第78号令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書にて説明を行いますので、補正予算書の3ページをお開きください。

今回の補正は、人事院の給与改定に関する勧告を考慮した改定、及び人事異動等に伴う人件費の過不足額を調整する内容となっております。

まず、第2条の業務の予定量の補正といたしまして、管渠建設事業の3億7,424万1,000円から132万3,000円増額いたしまして3億7,556万4,000円に改めるものでございます。

続きまして、第3条におきまして収益的収入及び支出の補正といたしまして、まず収入といたしまして下水道事業収益の中で営業外収益を467万9,000円増額し、下水道事業収益を6億1,720万4,000円に、また支出といたしまして下水道事業費用の中で営業費用を467万9,000円増額し、下水道事業費用を5億8,070万9,000円にするものでございます。

続きまして、第4条におきまして資本的収入及び支出の補正といたしまして、支出における資本的支出の中で建設改良費を132万3,000円増額し、資本的支出を11億2,291万7,000円にするものでございます。

続きまして、第5条において、職員給与費について600万2,000円増額補正し、6,817万7,000円に増額するものでございます。

最後に、第6条において、他会計からの負担金、補助金及び支出金の補正といたしまして467万9,000円増額補正し、3億7,261万4,000円に増額するものでございます。

それでは、18ページをお開きください。

具体的には、予算基礎資料にあります収益的収入において、営業外収益の他会計補助金を467万9,000円増額しております。また、管渠費及び総係費、下段の資本的収入

及び支出における管渠建設事業費の person 費に係る部分についてそれぞれ増額をしております。

なお、6 ページから 8 ページが補正予算書の実施計画書、9 ページにはキャッシュフロー計算書、14 ページ、15 ページが予定貸借対照表となっております。後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

このほか、付託議案について、委員の方々、追加の質疑や御意見等がありましたら御発言願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

それでは、議案第65号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。

議事の都合により暫時休憩します。

委員はそのままお待ちください。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

またあわせて、議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります、次回委員会は1月25日前後で執行部と調整したいと思えます。

次回定例会までの間の継続審査について御意見なり御要望はございませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 10月に本川の陳情が出ていましたが、その後どういうふうになったかとか、いろいろ報告がもしあればしていただきたい。私のほうの地元の方から、あれからどうなっているかという声がありましたので、もし皆さんがよければ議題に上げていただきたいと思えます。

委員長（下垣内和春君） 今、高重委員から、本川流域のことについて継続的に委員会としてしっかり対応すべきではないかという御意見がございました。

今後、閉会中の継続審査等で本川流域を加えたものをまた協議、理事者側からいろいろと質問を聞いたりするというのをさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 分かりました。

今回の意見を踏まえて、別紙のとおり議長に申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、委員の方から、その他委員会運営等について御意見があれば御発言お願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようであれば、以上で本日の民生都市建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時14分 閉会